



平成28年11月16日

各 位

会 社 名 **太洋物産株式会社**

代 表 者 名 代表取締役社長 柏原 滋

(コード：9941 東証JASDAQ)

問 合 せ 先 執行役員 総務部

役 職 ・ 氏 名 ジェネラルマネージャー 宮内 敏雄

電 話 (03)5333-8080

単元株式数の変更および株式併合ならびに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年11月11日開催の取締役会において、平成28年12月27日開催予定の第76回定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に単元株式数の変更および株式併合ならびに定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1)変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2)変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3)単元株式数の変更の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案および単元株式数の変更等の定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件とし、株式併合の効力発生日である平成29年4月1日をもってその効力が発生するものといたします。

2. 株式併合

(1)併合の目的

上記1.(1)の単元株式数変更にあたり、単元株式数の変更後も当社株式の売買単位当たりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株とする株式併合を実施するものといたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類：普通株式

② 併合の方法および割合：平成29年4月1日をもって、同年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成28年9月30日現在)	13,282,197株
併合により減少する株式数	11,953,978株
併合後の発行済株式総数	1,328,219株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 併合後の発行可能株式総数

併合前の発行可能株式総数(平成28年9月30日現在)	40,000,000株
併合後の発行可能株式総数	4,000,000株

(3) 併合により減少する株主数

平成28年9月30日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主数	858名 (100.00%)	13,282,197株 (100.00%)
10株未満所有株主	55名 (6.41%)	69株 (0.00%)
10株以上1,000株未満所有株主	8名 (0.93%)	2,025株 (0.02%)
1,000株以上所有株主	795名 (92.66%)	13,280,103株 (99.98%)

なお、上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様55名は株主の地位を失うこととなります。

また、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第192条第1項および当社株式取扱規程の定めにより、株主様が有する単元未満株式を買取るよう当社に対して請求することができますので、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて配分いたします。

(5) 併合の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案および単元株式数の変更等の定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年4月1日をもってその効力が発生するものといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記1および2の変更に伴い、現行定款第6条および第8条を変更するものです。なお、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000,000</u> 株とする。 第7条(条文省略) (単元株式数) 第8条当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 第9条～第44条(条文省略) (新設)	(発行可能株式総数) 第6条当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000,000</u> 株とする。 第7条(現行どおり) (単元株式数) 第8条当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 第9条～第44条(現行どおり) 附則 第6条及び第8条の効力発生日は、平成29年4月1日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後これを削除する。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成28年11月11日
定時株主総会開催日	平成28年12月27日(予定)
1,000株単位での売買最終日	平成29年3月28日(予定)
100株単位での売買開始日	平成29年3月29日(予定)
単元株式数変更、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日	平成29年4月1日(予定)

以 上

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか？

A 3. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画(平成19年11月27日公表)」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目標とした取り組みを進めており、その期限を平成30年10月1日にすることを平成27年12月17日に公表いたしました。

以上を踏まえ、東京証券取引所に上場している企業として、当社はこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)に調整することを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施いたします。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合と単元株式数の変更を同時に行った際、その効力発生の前後では次のようになり、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例 2	1,234株	1個	123株	1個	0.4株
例 3	567株	なし	56株	なし	0.7株
例 4	80株	なし	8株	なし	なし
例 5	9株	なし	なし	なし	0.9株

株式併合の結果、1株に満たない端数(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合(例2、例3、例5)は、会社法235条に基づきまして、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金は平成29年6月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式数10株未満の例5の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先(※)までご連絡ください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有の当社株式の資産価値に影響はございません。

ご所有株式数は併合前の10分の1となり、例えば1,000株お持ちの株主様の株数は100株になりますが、1株あたりの純資産額は併合前の10倍となります。

また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。

Q 6. 株式併合に伴い、必要な手続はありますか？

A 6. 特に必要なお手続はございません。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先(※)までご連絡ください。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取をしてもらえますか？

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買増または買取制度をご利用いただけます。

具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先(※)までご連絡ください。

Q 9. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金は減りませんか。

A 9. ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合(10株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましてはQ 4に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

※お問い合わせ先

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031(フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00(土日祝日を除く)

以上